

金銭・有価証券（投資信託、公共債）の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。）

この書面をよくお読みください。

○当行では、お客様から有価証券（以下、投資信託及び公共債を指します）の取得等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

・有価証券を当行の口座でお預かりする場合には、保護預り手数料及び口座管理手数料を頂戴いたしません。また、金銭のお預かりについても、料金を頂戴いたしません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の取得等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第 33 条第 2 項の規定に基づく登録金融機関業務であり、お取引にあたっては、証券口座（投資信託及び公共債の保護預り口座・振替決済口座）を開設していただいた上で、有価証券の取得及び換金等の注文を受付けております。なお、取得の注文をいただく際には、あらかじめ取得に係る代金の全部をお預けいただいた上で、注文をお受けいたします。

この契約の終了事由

当行の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次の通りです）は、この契約は解約されます。

- ◆ お客様から解約の通知があった場合
- ◆ 有価証券の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当行の概要

商 号 等	株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第 60 号
代表者氏名	取締役頭取 北爪 功		
本店所在地	〒371-8560 群馬県前橋市本町二丁目 12 番 6 号		
加 入 協 会	日本証券業協会		
苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用		
	全国銀行協会連絡先：全国銀行協会相談室	0570-017109	または
		03-5252-3772	
	証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	0120-64-5005	
資 本 金	386 億円		
主 な 事 業	銀行業務・登録金融機関業務		
設 立 年 月	昭和 17 年 9 月		
連 絡 先	店頭または下記までお問合せください。		
	○ 東和ダイレクトサービスセンター	0120-469-108	
	受付時間：午前 9 時～午後 5 時＜ただし、銀行の休業日を除く＞		
		2026.6 改定（様式 10250）（1/2）	

所得税法施行令の規定

私は、証券口座で取引する投資信託および公共債について、所得税施行令の規定により告知・申請します。

私は、上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配の告知、株式等の譲渡の対価の告知、償還金等の交付の告知に係る申請書につき、以下の規定の適用を受けたいので、この旨申請します。	
区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配	所得税法施行令第 337 条第 3 項及び同令第 339 条第 9 項
株式等の譲渡の対価の受領者	所得税法施行令第 343 条第 3 項
償還金等の交付	所得税法施行令第 346 条第 6 項